

重度心身障がい者医療費助成制度

【後期高齢者医療に加入している人の場合】

医療機関等を受診した際に支払った保険対象の医療費のうち、窓口で支払った額（3割から1割）から高額療養費を差し引いた額を支給します。

医療費総額			
保険者が負担（7割～9割）		一部負担金（3割～1割）	
療養の給付	高額療養費	重度医療費	自己負担金（保険対象外）

支給までの流れ

① 医療機関等での医療費の支払い後、
領収書の受領



② 支給決定後、指定口座へ振り込み
(診療月の5か月後に自動的に支給)



※代理申請委任状の提出により、日高市に請求行為を委任していることから、領収書の提出などは必要ありません。市は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から個人ごとの医療費情報（レセプト）を取得し、この情報から支給額を算定します。

【支給日】 診療月の5か月後の15日払い（土・日曜日及び祝日にあたる場合はその前日）

（例）1月受診分 → 6月15日支給

※支給額、振込先を記載した支給決定通知書を支給日に発送します。

【その他】

○埼玉県内の200床以上の病院を受診する際は「重度心身障がい者医療費受給者証（ピンク色）」

を提示してください。保険対象外の「初診にかかる費用」等が請求されなくなります。

○予防接種、健康診断、薬の容器代、おむつ代、入院時の食事代、差額ベッド代（個室使用料）などは、保険対象外のため支給対象とはなりません。

【問い合わせ】 日高市 保険年金課 国民年金・医療費担当 ☎042-989-2111（内線1406）